

# 子育てのお手伝い ファミリー・サポート・センター



ファミリー・サポート・センター事業（通称：ファミサポ）は、仕事や外出、リフレッシュなどで託児の援助を受けたい人と子育てを援助したい人が会員となり、地域の中で支え合い、助け合いながら子育てをする相互援助活動です。

## ファミサポを利用したい人

- 対象者 市内在住・在勤者で、0歳から小学6年生までの子どもがいる人
- 登録方法 事前にファミリー・サポート・センター（市社会福祉協議会堀金支所内）で会員登録をしてください（無料）。登録時にマイナンバーカードなど身分の証明できるものを持参してください。
- 利用料金 下表のとおり（子ども1人1時間当たり）

内容	月～土曜日 8:00～18:00	左記時間外・ 日曜・祝日
通常	600円	700円
当日 病児・病後児	800円	900円

一定の要件を満たす世帯は、利用料金の2分の1（上限1万円/月）を助成します。詳細はHPをご覧ください。

## ファミサポ利用の流れ

**利用申し込み**  
預かってほしい日時を、土日祝日を除く7日前までに電話で申し込む。

**協力会員の紹介**  
センターが要望に応じられる協力会員を探し、依頼者へ連絡。

**事前打ち合わせ**  
依頼者、協力会員、センターの3者が面会し、内容を確認。

**サポートの実施**  
打ち合わせの日時・場所で、協力会員へ子どもを預ける。

**サポート料の支払い**  
サポート終了後、サポートの様子を聞き、利用料金を支払う。

## 子育てに協力いただける人を募集 協力会員養成講習会

「子どもを預けられる人がいない」「保育園のお迎えを代わりにお願いできる人がほしい」など、子育て世帯には助けてほしいことがたくさんあります。同じような経験をした方や子育てに一段落した方、助けが必要な方に皆さんの力を貸してください。

- 日時 ①7月5日(水)9:15～15:30 ②7月20日(木)9:30～15:30  
③8月29日(火)9:30～15:30 ④9月7日(木)10:00～15:00  
⑤9月15日(金)9:30～16:00
- 会場 堀金老人福祉センター（憩いの里うらら内）
- 応募要件 ①20歳以上の市内在住・在勤者  
②子育て世帯を応援したい子ども好きの人  
③全講座受講後、協力会員として活動できる人
- 申し込み 6月30日(金)までに右記2次元コードまたはファミリー・サポート・センター（Tel71-1125）へ  
☒pokkapoka-famisapo@azuminoshakyo.or.jp



## 「家庭」という居場所を 養育里親の募集

市では、松本赤十字乳児院や松本児童相談所などと連携し、養育里親を募集する取り組みを応援しています。さまざまな事情を抱え子どもを育てることができない親の代わりに、一定期間ご自身の家庭で子どもを養育する里親（コミュニティ・ファミリー・パートナー「通称CFP」）を募集します。

☎子ども家庭支援課 Tel 71-2265



## 里親相談会 in 安曇野

里親に関する疑問にお答えする相談会を開催します。温かい家庭環境を必要とする子どもたちのために一歩を踏み出していただけの皆さんをお待ちしています。

- 日時 5月28日(日)10:00～15:00(最終受付14:30)
- 場所 穂高交流学習センター「みらい」
- 申し込み 平日9:00～17:00に松本赤十字乳児院へ電話(31-5206)で



# 子育て世帯生活支援特別給付金

☎子ども家庭支援課 Tel 71-2255

物価高騰による影響を特に受ける低所得の子育て世帯へ、児童1人につき**5万円**を支給します。

## 【共通事項】

- 申請 申請が必要な人は、申請書・本人確認書類などの必要書類を子ども家庭支援課へ提出してください。必要書類や提出書類等詳細は問い合わせいただくか市HPをご覧ください。
- 受付期間 6月1日(木)から2月29日(木)

## ひとり親世帯



- 申請が不要な人（5月末に支給予定）  
令和5年3月分の児童扶養手当を受給している人
- 申請が必要な人  
▷公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人（児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額を下回る人に限ります。また、同居家族がいる場合、家族の所得も審査対象となります。）  
▷物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同水準の人

## ひとり親世帯以外の世帯



- 申請が不要な人（5月末に支給予定）  
令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）を受給した人
- 申請が必要な人  
18歳未満（障がい児は20歳未満）の児童を養育しており、物価高騰の影響で家計が急変し、住民税均等割が非課税の人と同水準の人

令和5年度住民税の課税状況に基づき審査を行いますので、未申告の人は至急申告してください。令和4年中の収入が無い人も申告が必要です。



# 児童手当・子育て応援手当

☎子ども家庭支援課 Tel 71-2255

## 子育て応援手当



市独自の手当として、要件を満たす世帯へ支給します。6月上旬に、支給対象見込みの人へ申請書を送付しますので、期限までに申請書の提出をお願いします。受給には毎年申請が必要です。

- 提出期限 6月30日(金)
- 支給額 対象児童1人につき月額3,000円（書類審査終了後、10月と3月に支給）
- 対象者 次の要件をすべて満たす児童を養育する市内在住者  
▷小学校就学前であること  
▷認定こども園、幼稚園、保育所、その他児童福祉施設等を利用していない  
▷第2子以降であること（同一の保護者等に養育される18歳以下の児童が、対象児童の上に1人以上いること）

## 児童手当



- 現況届の提出が必要な人には6月上旬に現況届を送付します。期限までに必要書類の提出をお願いします。
- 提出期限 6月30日(金)  
▷公務員は職場から支給されます。新たに公務員になった人はご連絡ください。  
▷児童を養育している人の所得が限度額以上の場合、手当は支給されません。詳細は市HPをご覧ください。